[最優秀當]

依頼者を信じ、動き、考え、 勝ち取った涙の逆転無罪判決

下村悠介 しもむら・ゆうすけ 第二東京弁護士会・72期

窃盗被告事件

東京高判令3・3・18 令和2年(う)第913号 LEX/DB25590348

はじめに

刑事弁護は楽しい。

自分で考え、自分で動き、自分で書き、自分で話す。すべては依頼者の利益のために。目的、目標は明確である。刑事事件は、すべての事件が順調に進み、良い結果が出るわけではない。判決に至るまでに、困難が待ち構え、時には依頼者との白熱する話合いもあり、考えの相違も生じるかもしれない。苦労をしたその先には、法廷の女神が微笑みながら待っていてくれる(可能性もある)。

私は、弁護士になって4カ月目、ある控訴審事件を受任した。結果的に、無罪判決をいただくことができた。この文章では、無罪判決に至った過程を書き、皆様に私が味わうことができた刑事弁護のやりがい、楽しさを伝えたいと思う。

事件配点

弁護士登録して4カ月目、刑事事件も数件担当し、 日々の業務にも慣れてきていた。

そんなある日、事務所に弁護士会から、FAXが流れてきた。内容は、被告人国選推薦案件、聞きなれない言葉だ。調べてみれば控訴事件・上告事件で、担当者を募るために流すFAXのようだ。私はそれまで上訴審を受任したことがなかった。弁護士会に電話をかけてみると、「新潟の窃盗否認事件で、一審で実刑判決を受けています。事実誤認の主張です。もしよければ受けてもらえませんか」と言われ、「窃盗か」と軽い気持ちで事件を受任した。この後、どれほ

ど苦しい戦いになるかも知らずに。

事件内容

その日のうちに法テラスに行き、事件書類を受け取り、判決文を見た。原審では懲役1年の実刑判決を宣告されていた。起訴内容は以下のとおりであった。

「被告人は、令和元年〇月〇日午前8時頃、新潟市〇〇所在の漫画喫茶〇〇店3階男子トイレにおいて、〇〇所有の現金〇万円及び免許証等在中の財布1個を窃取したものである」。

判決文を見て、事件のあらましがわかった。被害者は、朝8時頃、手に財布を持って漫画喫茶のトイレ(トイレ1)に入り、その際財布を置き忘れた。トイレ前に設置されていた防犯カメラによれば、被害者がトイレを出てから、20分後に財布の紛失に気づき戻ってくるまでに、4人がそのトイレを利用していた。財布は現金のみ抜かれた状態で、同日午後4時に漫画喫茶から30キロメートル離れたショッピングセンター内の多機能トイレ(トイレ2)の中のゴミ箱から発見された。トイレ2前の防犯カメラ映像によれば、清掃員が午後2時半に掃除し、午後4時に警備員がトイレゴミ箱から財布を発見した。その1時間半の間にトイレを利用した人は12人だった。両トイレで共通する利用者は、被告人の山田さん(仮名)のみだった。

記録の取得

まず何をしようかと考えた。本人に会いに行こうとしたが、まだ新潟刑務所に勾留されているらしい。

近いうちに東京拘置所に移監されるという。ただ待っていては時間がもったいない。私は、東京高裁に行き、原審記録を閲覧した。記録を検討しながらコピーをしようと、手作業でコピーを始めた。記録は分厚く、半日が潰れた。

原審記録検討

財布がなくなって、8時間後に30キロ離れた場所で財布が見つかった。漫画喫茶トイレ1と多機能トイレ2、両方とも使っているのは、山田さんのみである。原審での記録上、山田さんも、自分が財布をトイレ2に運び込んだであろうことは争っていない。自分の背負っていたリュックに誰かが財布を入れ、それに気付かずに自分がトイレ2まで運び、そして自然と財布がリュックから落ちゴミ箱に入ったという主張をしていた。「そんなことあるのか、怪しい」。私は素直にそう思った。

原審では、検察官請求証拠全てが同意され、弁 護人の立証はほぼなしであった。判決では、近接所 持の法理を使って、次のように有罪認定をしていた。

被告人の主張通り、リュックから財布が落ち、トイレ2のゴミ箱に財布が入る可能性はあるが、ゴミ箱には蓋がついており、財布が落ちる際にゴミ箱の蓋に当たり、大きな音がする。そしてゴミ箱に入った後に、ゴミ箱の底に財布が当たり、再度大きな音がする。被告人の弁解によれば、その音に気がつかなかったとするが信用できず、トイレ2に意図的に財布を持ち込んだと認められる。財布の窃盗被害発生と被告人の財布の所持との時間的近接性に照らせば、トイレ1から財布を持ち去ったのも被告人である。

初めての接見

数日後、東京拘置所に山田さんが移監されてきた。 時間を作ってすぐさま会いに行った。山田さんは、大 きなリュックを背負って全国をさすらう旅人であった。

山田さんの主張は、こうであった。自分は財布を 持ち去っていない。たしかに、トイレ1に行ったのは 間違いないが、財布には気づかなかった。自分がト イレ2に財布を持ち込んだとは思う。旅をするために 大きなリュックを担いでいた。そのリュックにいつの間 にか、財布を押し込まれた。多機能トイレ2の赤ちゃん台に荷物を載せたとき、財布は落ち、横に置いてあったゴミ箱に入ったんだ。自分は音に気づいていない。「自分には、前科もある。疑われるのはわかる。しかしやっていないものはやっていない。自分の無実を証明して欲しい」と言われた。私は、この証明は不可能と思った。

検事との接触

原審証拠を何度も読み返し検討したが、山田さんが財布を持ち去った犯人としか思えなかった。山田さんが犯人でないかもしれないことを疑わせる証拠がほしかった。原審証拠には、トイレ1前に設置された防犯カメラ画像添付の確認結果報告書があった。防犯カメラ映像の一コマを写真に収めたものだ。被害者が手に財布を持ってトイレ1に入る写真が載っている。手ぶらでトイレを後にする写真も載っている。これらの写真があるならば、防犯カメラ映像もあるはずで、それを開示してもらうことにした。

東京高等検察庁の検事に、証拠開示請求書という紙1枚を送り付けても、相手にされない気がした。恐る恐る電話をしてみた。「一度事件につきまして、お話をさせていただきたく、面談の時間を作っていただけないか」。ドキドキしながら頼むと、検事は、なぜかオッケーを出してくれた。なんでもやってみるものである。

数日後、担当検事に会いに行った。挨拶から始まり、自己紹介、初めての控訴審事件受任であること、被告人の主張、控訴審弁護人として真実を追求したいこと、未開示証拠の検討の必要性を伝えた。検事は、「わかりました。では防犯カメラ映像が手元にあるかどうか確認して、開示するようにします」と言ってくれた。担当検事は新人の私にも親切に対応してくれる紳士的な方だった。

任意開示証拠入手

トイレ1の防犯カメラ映像が開示された。漫画喫茶には防犯カメラは複数設置されていたが、トイレ前の映像のみ、1時間分しか保存されていなかった。動画を何度もみた。被害者が財布を手に持ってトイ

レに入っていく。出て行くときは、何も持っていない。 山田さんがトイレに入り、約1分後に出てくる。他の 3名も同様だ。4人とも財布を所持している様子はない。被害男性が、財布がないことに気づき、トイレに 探しに来る。

山田さん以外の3人の誰かが財布を持ち去って、 山田さんのリュックにさっと入れたんだ。3人がトイレ から出る際の映像を何百回も見た。何度見ても、誰 も何も持っていない。誰かのポケットに財布が入って いるかは、映像からわからない。無実の証明は無理 か。無理なのか。なかば諦めていた。

東京から新潟へ

時間だけが過ぎていく。「そうだ、現場を見に行こう。諦めるには早すぎる。関係者に話を聞こう」。そう思った。刑事弁護界の生きる伝説、神山啓史先生は、ある研修で言っていた。現場にヒントは隠されている、と。

他の3名の容疑者、漫画喫茶の店員、新潟の警察官、検察官、ショッピングセンターの警備員、清掃員が浮かんだ。まず漫画喫茶に連絡をした。店長と話ができた。店長は事件発生時、店舗にはいなかったが、その後の警察対応に深く関わっていた。新潟の検事にも連絡をとった。ショッピングセンターの防犯カメラ映像は、新潟地検に保管されており、開示するよう求めた。僕の知らない事情を知っているかもしれないので、念のために原審弁護人とも連絡を取り、会う約束を取り付けた。財布を発見した警備員、清掃員からも話を聞くべく連絡を取った。新潟の警察官にも連絡したが、相手にされなかった。他の3名のトイレ1利用者とは、電話で話をしたが、会う約束はできなかった。しかし事件当日の話を、詳細に聞けた。怪しいところはなかった。

新潟に行く前、改めて記録を検討し、何度も見直 した。防犯カメラ映像も見た。「あれ?」と一つの違 和感に気づいた。原審記録上、被害者の財布は黒 一色の長財布だ。トイレ1に入る直前、被害者が持っ ている「もの」が、一瞬だけ光った。この時に、被害 男性はトイレに財布を持ち込んでいないのではないか という考えが生まれた。

バイクで新潟へ向けて出発した。まずは、財布が

見つかったショッピングセンターへ。多機能トイレは こういうところか。ゴミ箱はこういうものか。蓋の真ん 中に棒があって、蓋の両端がクルクル回転するように なっている。「ゴミ箱 回転フタ」でネット検索すれば 出てくるタイプだ。ゴミ箱の中にビニール袋が取り付 けられている。どうすれば財布が落下した際、音が ならないか、私の財布を使って落下実験を行った。 ニュートンのりんごの如く、落下実験を繰り返した。 そして、ひらめいた。まず、設置されているビニール 袋の底が浮いていれば、ゴミ箱の底には財布は当た らず、音はならない。また蓋も開いていたなら、音が ならない。音がならないためにはどうあるべきか、そ こからたどり着いた発想だった。財布を発見した警 備員から話が聞けた。私が立てた仮定の話をぶつけ てみた。すると、たしかにビニール袋が底についてい たかは確認していないという。

新潟地検の検事に会いに行った。「ご苦労様です。 まあ頑張ってください。東京の先生でこんなところま できた先生はいないですよ」。わざわざ新潟まできた 私を労わってくれているようだった。事件についてあ まり情報は得られなかったが、ショッピングセンター の防犯カメラ映像を開示してくれた。

事件現場の漫画喫茶に向かった。店長はいろいろな話をしてくれた。当時窃盗被害が多発していたことも教えてくれた。事件発生時に被害者および警察対応した店員にも連絡してくれていた。店員は、店長から「弁護士が新潟に事件のことを聞きにくる」と言われ、連絡を待ってくれていた。翌日、店員は勤務日ではなかったが、漫画喫茶に来てくれることになった。

この漫画喫茶で、事件関係者は、みんな夜を明かしていた。被害者は、朝起きて財布を持ってトイレに行き、財布を置き忘れたという。山田さんは、朝起きて、このトイレを使って、財布を盗ったと疑われた。追体験がしたくて、山田さんが寝ていたブースで、僕も寝た。床は固く、布団はなく、周りの雑音でよく眠れなかった。こんな所でも、拘置所の寝処よりは、100倍良いだろう。

次の日、被害男性の対応をした店員と話をした。 店員は、当時の様子を一通り話してくれた。僕のノートパソコンを使って、店員にトイレ1前の防犯カメラ映像を見せた。店員は、「これは財布でなくスマホですね。私はずっと財布だと思っていました」と述べた。 当時、警察がきて、一緒にカメラ映像 (10年以上つけっぱなしでぼやけたモニター上)を一度だけ確認して、「あ、財布を手に持ってますね、出てくるときには財布を持っていないから、ここで財布を置き忘れたんですね。トイレを利用した4人の誰かが持ち去ったんでしょう」という話ができあがっていたことも聞けた。まず、警察官と店員が勘違いしたのである。そしてそのまま被害男性に伝わった。

次に、トイレ2を掃除した女性清掃員に会って話を 聞いた。清掃員は、すごいことを教えてくれた。ゴミ 箱は捨て口が小さく、高さが高い。多機能トイレのゴ ミ箱に、ゴミはいつも入っているわけではなく入って いてもそんなに多くない。清掃員は手を入れてゴミだ けを取るので、ビニール袋が奥まで入っていると、ゴ ミが取りにくい。手でゴミを取りやすいように、ビニー ル袋の底を浅く設置する。これならば、ゴミ箱の中に、 財布が落ちたとしてもビニール袋が受け止め、ゴミ 箱の底で財布の落下音が鳴らない。ビニール袋が浅 く設置されているとき、回転フタがビニール袋に引っ かかり、半開きの状態になることもある。蓋が開いた 状態で、そこにうまく財布が落ちると、ビニール袋が あるためゴミ箱の底にも接触せず一切音が鳴らない。 判決で指摘された、音に気づかなかったという被告 人の供述は不自然であるという部分が覆ることにな る。これらの聴き取り内容を書面化した。清掃員から、 話を聞き、弁面調書を作った場所は、銭湯のロビー であった。聞いた話は、その場でパソコンを打ち、コ ンビニに走りプリントアウトして書面化した。夜9時ま で原審弁護人等その他の関係者から話を聞き、その 後バイクで東京に戻った。

疲れなど一切ない。その頃には、山田さんの無実 を確信していた。涙ぐみながら、バイクを走らせた。 自分がもっと早く活動していれば、今はもう彼は自由 の身になっていたかもしれない。

報告

東京に戻って、山田さんに話をするため、すぐに 拘置所に行った。「警察も検察も裁判官も誰もが、自 分の言うことを信じてくれなかったが、先生だけが信 じてくれた。先生にすべてを任せるので、自分の無 実を明らかにするためにとことんやってほしい」そのよ うにお願いされた。

新潟で収穫を得た。この事は、高検検事にも告げなければならない。第一審ならば、検察官は敵だろうが、控訴審では、検察官も納得するような反論ができなければ、勝てるわけがない。検事に電話をし、再度伺う約束を取り付けた。正直に言えば、検事の反応を直接見たかったのである。検事は、はじめは余裕たっぷりの感じだった。防犯カメラ映像に関して指摘すると、「あれ……うん、たしかに、検討します」と言っていた。これはいける。そのように思えた瞬間であった。

控訴趣意書

控訴趣意書を書き始めた。ケースセオリーは以下 の通りである。

被害男性は、事件前日夜10時に居酒屋の会計で 財布を使用し、その後、いずれかのタイミングで、財 布を紛失した(発見された財布の中に居酒屋レシー トがあった)。朝8時、トイレ1に入る際には、手には 財布を持っておらず、スマホを持っていた。会計をす る際に、どこにも財布がないことに気づき、ブースや トイレを見に行ったが、財布はどこにもない。店員に、 「財布がなくて金が払えない。盗まれたかも知れな い」と言った。店員の助言もあり被害男性が110番し た。警官が来て、店員と防犯カメラ映像を見た。被 害者が黒い物体を手に持ちトイレに入り、トイレから 出るときには、何も持っていない。この時点で、警察 と店員が、黒い物体は財布で、財布をトイレに置き 忘れたと思い込んだ。被害男性は警察官から、「あ なたは財布を手に持ってトイレに入っている」と告げ られた。被害男性は、財布を手に持ってトイレに入っ たんだと思い込んだ。そして、被害届、供述調書が 作成された。

いずれかのタイミングで、山田さんのリュックの中に財布が入れられた。そして、多機能トイレ2を使った際に、財布がリュックから落ち、音もなく見事にゴミ箱に入ったが、山田さんも気づかなかった。

防犯カメラ映像解析

被害男性がトイレ1に持ち込んだものが財布では

ないと、客観的証拠に基づき主張したかった。被害 男性が失くした財布のサイズは、記録上わかってい る。防犯カメラに映っているものが、財布かどうかサ イズを確かめればいい。映像の画質は粗い。私は、 映像分析会社に、映像鮮明化作業を依頼した。自 費で10万払ったが、まったく鮮明化されなかった。

控訴趣意書の大幅変更

控訴趣意書を一通り書き終え、同じ事務所の趙誠 峰弁護士に見てもらった。趙弁護士から、温かく厳 しい指導を受けた。「なぜこんなストーリーを描くん だ。なぜ山田さんがトイレ2に財布を持ち込んだこと を前提に物事を考えるんだ」。

私は過ちを犯していた。思い込みだ。山田さんがトイレ2に財布を持ち込んだ、そう思って活動をしていた。財布を持ち込んだのは、12人のうちの誰かでいいのだ。防犯カメラ上、財布の持込みは誰か断定できない。ゴミ箱の音の議論はすべて削除した。提出期限ぎりぎりまで、控訴趣意書を丁寧に作りこんだ。

控訴趣意書提出、答弁書作成へ

控訴趣意書を提出した。検事にも連絡をした。連絡をした際に、検事は、「こちらも答弁書を作成します」と言ってきた。後ほど知ったことだが、これはたいへん珍しいことのようである。検事から答弁書が提出される場合でも、裁判所が答弁書提出を促すことが通常らしい。

約1カ月半後、検事は、答弁書および被害男性の新たな供述調書を出してきた。供述調書の内容は、「トイレ1に入る際、手に財布を持って入ったのではなく、実はズボンのポケットに入れていた。以前の調書は、警察官が勝手に作成したもので、自分の意を反映したものではない」というものだった。

私は、同じ型番のズボンを即座に入手し、自分で 検証したが、たしかにズボンの中に財布が入ってい た可能性がないとはいえない。どうしようか、これで 覆されては困る。

私は、再度、新潟に行き、漫画喫茶の店員と店長に会った。被害男性が、財布をズボンに入れてトイレに入ったと一言も言っていなかった事実を聴き取

り、書面化した。作成した弁面調書とともに、控訴 趣意補充書を提出した。

期日

控訴趣意書の要旨を、15分間、法廷の中央に立って述べた。山田さんの無実を精一杯訴えた。弁論途中、感情が高まり、涙があふれ出た。そんな僕の話を、裁判官は頷きつつ真剣に聞き入ってくれていた。

「控訴趣意書、答弁書ともに、大変熱の入った書面でした、私達も慎重に審理しますので少々お時間を頂きたい」と最後に裁判官に言われ結審した。山田さんと私の気持ちが裁判官に伝わったと感じた。

判決

判決の日、私は震えていた。大丈夫だろう、その 想いはあった。どうやったら山田さんが財布を持ち 去った、故意にショッピングセンター多機能トイレに 持ち込んだと認定することができるのだろうかと思っ ていた。法廷に向かった。私は、いてもたってもいら れない。山田さんが入廷してくる。山田さんの方がよっ ぽど平然としており、肝が据わっていた。

裁判官3名が入廷し、判決文を読み上げる。

「原判決を破棄する。被告人は無罪」。

思わず涙が出た。私は震えながら、判決を聞いていた。判決内容は、こちらの主張が全面的に認められる形であった。

山田さんは、一旦東京拘置所に戻り、解放された。 その足で、僕らは上野に行き勝利の祝杯を交わした。 彼には約500日ぶりの酒だ。

刑事弁護人として

今回、証拠を丹念に検討し、現場を調査し、多くの方から話を聞くことで、無罪を獲得できた。いかなる事件でも、弁護人は常に依頼者と向き合い、常に依頼者のために全力で動くべきだ。そのことを学んだ。

私は今後もすべての事件で粘り強く調査をし、主張をして、刑事弁護人として活動をしていこうと思う。この経験は、刑事弁護人として活動していく私にとって大きな財産となった。